

納税者を守る税理士になるための

[9月に4回 毎週開催]

# 租税法の連続基礎講座

東京青年税理士連盟  
会 長 平良 夏木  
研究部長 加納 豊彦

税理士は会計の専門家という認識の方も多いですが、実は税法に関する専門家ですので、納税者の代理人として税務訴訟も視野に入れて業務を行わなければなりません。また、税理士は税務訴訟において補佐人として法廷に立ち、陳述をすることもできます。

では、「自分は税法に関する専門家ですから、出廷し陳述することができます。」と、自信をもって言えますか？ また、税務調査には法的限界がありますが、調査官は何をすることができ、何をすることができないのか、答えることができますか？

わたしたちが「税理士」という職業専門家として、自信を持って納税者の代理人となりうるためには、税理士試験の勉強では一切教わらない、「租税法の基礎理論」を学ぶ必要があります。

そこで、東京青年税理士連盟では、わが国唯一の憲法論からの税法体系書である『税法原論第8版』（北野弘久日本大学名誉教授著）をテキストにして、著者から直接指導を受けた税理士小池幸造先生（元静岡大学教授）を講師にお招きし、4月に開催予定であった租税法の連続基礎講座をこの9月に改めて開催いたします。

新合格者の方のご参加を心よりお待ちしております。

日 時	第1回:9月 9日(水)「租税法律(条例)主義と税理士」 第2回:9月15日(火)「実質課税の原則・応能負担原則と税理士」 第3回:9月23日(水)「税務争訟の法理と税理士」 第4回:9月30日(水)「質問検査権と税理士」 時間はいずれも18:30~20:30 <u>※今後、新型コロナウイルスの感染状況、及びそれに伴う国、自治体の要請により、急遽開催を中止にさせて頂く場合がございます。最終的な開催の可否はHP又はメーリングリスト (t-az) にてお知らせ致しますので、各自ご確認をお願い致します。</u>
会 場	全理連ビル9階 AB 室(会場までの地図は裏面にあります)
講 師	税理士・元静岡大学教授 (元全国青税会長・元東京青税会長) 小 池 幸 造 先生
参加費	500円(新合格者は無料)

(研修会参加に際してのお願い)

- \* ご参加の際は必ずマスクの着用をお願いします。
- \* 体調が優れない場合はご参加をご遠慮ください。
- \* 会場内の密を避けるため、ソーシャルディスタンスを確保できる席配置とさせていただきます。満席になりましたら受付を終了させていただきますので、お早めに会場にお越し下さい。

§ 会場にて書籍の販売も行います §

北野弘久 著「税法原論〔第8版〕」

勁草書房 ほか

### 第1回 租税法律主義と税理士・租税条例主義と税理士

- 税法とは、国民の義務を定めたものなののでしょうか。それとも権利を定めたものなののでしょうか。
- 租税法解釈の原則とはいったい何なののでしょうか。
- 「節税」と「租税回避」と「脱税」の違いはどこにあるのでしょうか。
- 各地方自治体が打ち出している新税導入の法的根拠とは、いったいどこにあるのでしょうか。

### 第2回 実質課税の原則・応能負担原則と税理士

- 税務調査の現場においてしばしば登場する「税務認定」。この「税務認定」というものはいったいどういうものなののでしょうか。
- しばしば耳にする「実質課税の原則」や「応能負担原則」とは何なののでしょうか。

### 第3回 税務争訟の法理と税理士

- 不服申立ての納税者敗訴率は90%強、税務訴訟では納税者はほとんど敗訴です。なぜこれほど納税者は負けるのでしょうか。そして、ほんとにこれほど納税者が負けているのでしょうか。
- 不服申立てや訴訟に関する「仕組み」にも問題があるのではないのでしょうか。
- 税理士法改正により、税理士の業務に加わった「出廷陳述権」。本来あるべき税理士の姿というものは、21世紀の税理士像とは、どういう姿なののでしょうか。

### 第4回 質問検査権と税理士

- われわれが一番興味の深い「税務調査」。この「税務調査」というものを学問的にはどのように捉えるべきなののでしょうか。「税務調査」の本質を憲法論・法律論の面から検討しましょう。

#### 【会場までのアクセス】

JR 中央・総武線

都営大江戸線

代々木駅北口よりすぐ

